

能登半島国定公園雨晴園地における民間事業者等による イベント・アクティビティ開催に関する運用基準

1 目的

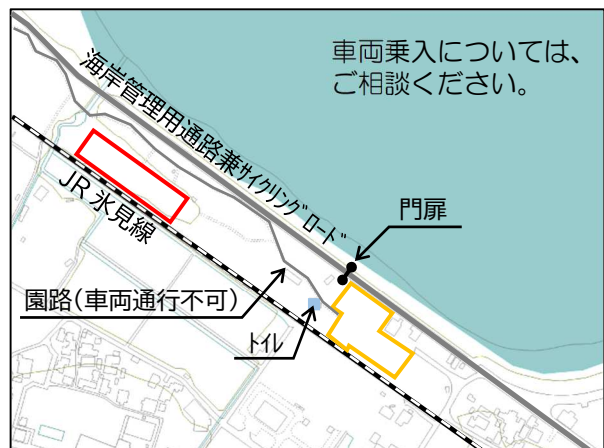
能登半島国定公園雨晴園地は、豊かな自然と美しい景観を有する貴重な地域です。本運用基準は、この雨晴園地の魅力と価値を最大限に活用し、民間事業者等によるイベントやアクティビティの実施を促進することで、誘客を図ると共に、地域の機運を醸成することを目的とします。自然環境の保全と地域住民の生活環境への配慮を最優先としつつ、来園者が雨晴園地の自然を深く体験し、地域との繋がりを育む機会を創出します。

2 対象エリア

能登半島国定公園雨晴2号園地 面積：約 5,000m²

（立入禁止区域、保安林区域、その他関係法令により指定された区域は除く）

海岸は対象エリア外のため、利用したい場合は別途、管理者である富山県（高岡土木センター）へご確認いただく必要があります。



3 イベント・アクティビティの参考例

自然公園における自然環境の保全及び回復並びに他施設の使用に著しく支障を及ぼさないものであり、かつ、近隣住民への配慮が十分に図られる、静かで小規模な内容に限定します。

①テントサウナ体験

移動式の簡易サウナ設備を使用し、自然の中でリラックス体験を提供する。

②屋外ヨガ体験

広々とした空間で、自然を感じながら心身のリフレッシュを図る。

③星空ツアー（ガイド付き）

夜間の星空観察を通じて、自然の神秘を体験する学びの機会を提供する。

④自然観察会・バードウォッチング

専門家による解説付きで、地域の動植物や自然環境を学ぶ。

⑤環境学習イベント

地域の自然保護や環境保全について、体験を通じて学ぶプログラム。

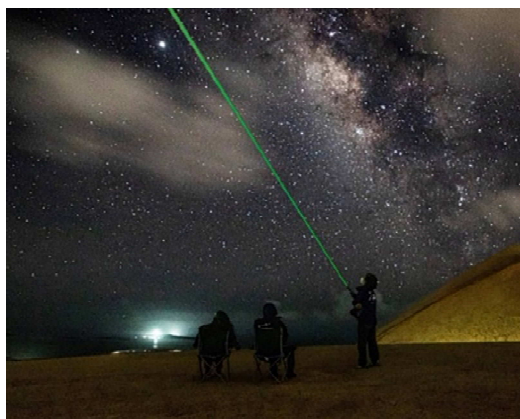
⑥軽飲食・物販等

地域の特産品や地場産品、イベントに関連する商品の販売。飲食物は、テイクアウト形式など、簡素な形態とする。

テントサウナ体験
三重県 吉野熊野国立公園



星空ツアー(ガイド付き)
長崎県 西海国立公園



屋外ヨガ体験
青森県 三陸復興国立公園

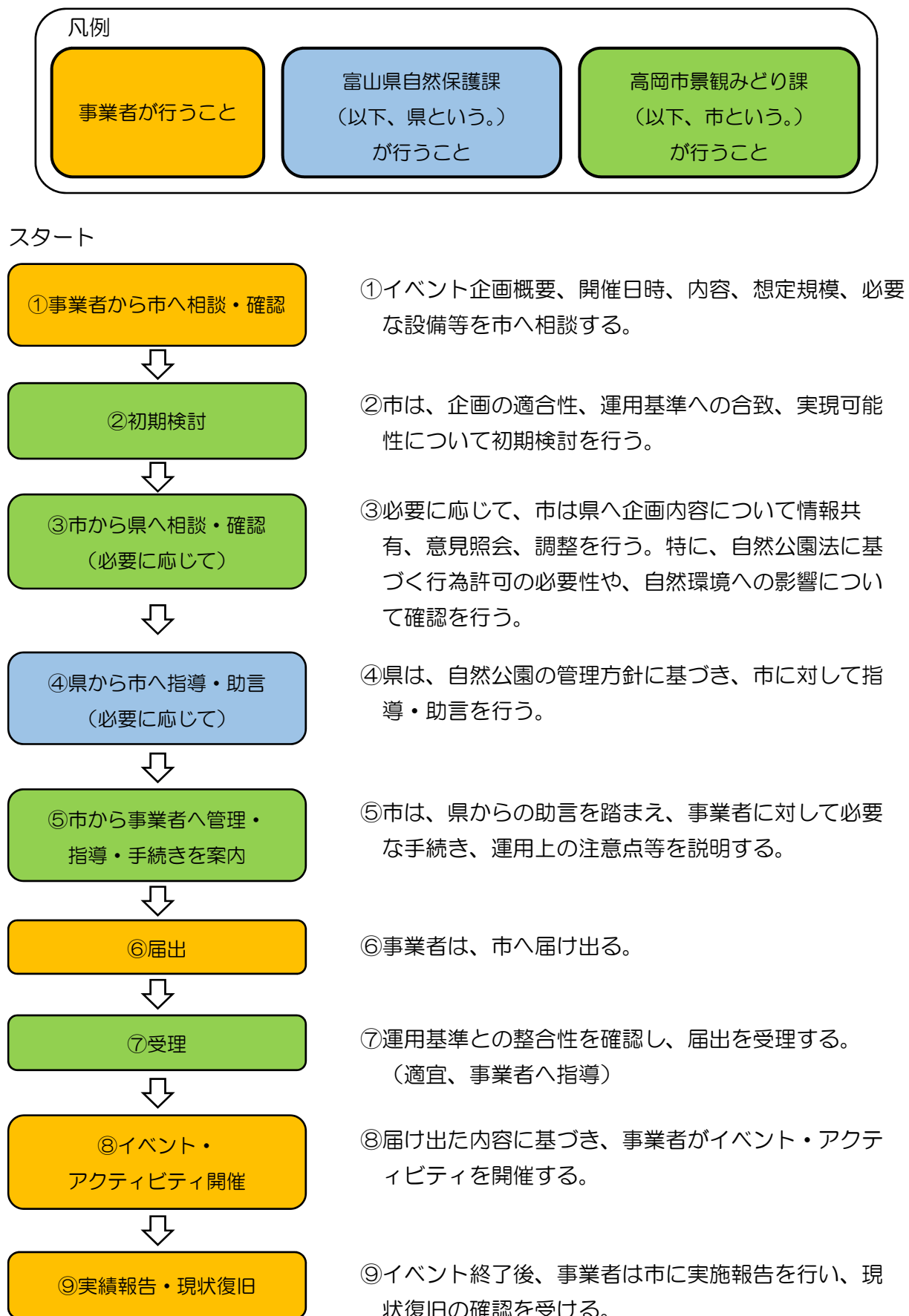


環境学習イベント



出典：環境省

4 開催までのフロー



5 届出方法

(1) 提出資料

- ①雨晴2号園地イベント等開催届（指定様式）
- ②事業計画書（イベント内容、実施スケジュール、参加者数見込み、人員配置、設営計画、安全管理計画、廃棄物処理計画、近隣配慮計画等）
- ③使用する器具・設備の詳細（図面、写真等）
- ④緊急時連絡体制図
- ⑤その他、市が必要と認める書類

(2) 提出先

高岡市 都市創造部 景観みどり課 公園係

(3) 提出期間

イベント等開催希望日の原則2ヶ月前まで

(4) 提出方法

郵送または持参（事前に連絡の上、ご来庁ください。）

6 届出資格

- ①イベント等を企画・運営する法人、団体または個人。
- ②イベント等の企画・運営能力を有し、責任をもって事業を遂行できる者。
- ③高岡市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団員の配偶者、及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- ④法律行為を行う能力を有する者。
- ⑤会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- ⑦過去に法令違反や本運用基準違反がない者。

7 使用上の制限

①対象区域：

2号園地とし、立入禁止区域、保全区域、保安林区域等は除外します。

②対象行為：

軽飲食・物販等の営業行為、アクティビティ体験等のイベント開催、自然観察・手作り体験等のイベント開催などであり、営利目的であっても公共性が認められる場合は可とします。

③危険物の取扱・焚火：

不可とします。

④廃棄物：

自己責任で回収・持ち帰りを実施することとし、原状回復を義務とします。

⑤設置物：

設置物は、簡易構造で迅速に撤去可能な範囲で、風対策の実施を必須とします。景観配慮（色・規模・位置）にも留意することを前提とします。

⑥開催期間：

原則として日中とし、夜間開催については、星空ツアーなど特定の目的の場合のみ、別途協議とします。

⑦利用料金：

無料

⑧その他：

悪天候時や緊急時など、市が危険と判断した場合は、イベントの中止または内容変更を指示します。

8 開催基準

①自然公園法及び関連法令を遵守していること。

②本運用基準に定める目的、開催エリア、内容制限、安全管理、環境配慮等の各条件を満たしていること。

③届出資格を満たしていること。

④近隣住民の生活環境に配慮し、騒音、交通渋滞、ゴミ問題等が発生しないよう適切な対策が講じられていること。

⑤来園者、参加者の安全確保が十分に図られていること。

⑥自然環境への負荷が最小限に抑えられ、原状回復が確実にできる計画であること。

⑦公共性が認められ、地域の活性化に寄与すると判断されること。（営利目的であっても公共性が認められる場合は可とします。）

9 注意事項

①現状利用：

園地は現状のままの使用となります。事前に現地確認のうえ、必要により事業者等にて草刈り等の事前準備をお願いします。

②ゴミの持ち帰り：

ごみ箱・ごみ集積所は無いため、ごみは必ず全て持ち帰ってください。

③騒音対策：

拡声機・ラジオ・オーディオ等を使用する場合は、騒音とならないよう十分注意してください。風向きによっては、近隣住民の迷惑となる可能性があります。

④独占使用の禁止：

各施設を独占して使用することはできません。他の来園者の利用を妨げないよう配慮してください。

⑤他の利用者への配慮：

キャンパーやその他の利用者の迷惑とならないよう十分に配慮してください。

⑥危険行為の禁止：

危険物の取扱や焚火は禁止です。

⑦強風対策：

雨晴園地は風が強い場合があります。また JR 氷見線が隣接していることから、設置物等は、強風対策を十分に行い、飛ばされないよう固定してください。

⑧緊急連絡体制：

緊急時（事故、急病、災害等）に備え、運営責任者、緊急連絡先、緊急時対応フローを明確にしてください。

⑨看板・誘導表示：

イベント開催中は、適切な看板や誘導表示を設置し、来場者の安全な誘導に努めてください。また、必要に応じてイベント等の事前案内を行ってください。イベント終了後は速やかに撤去してください。

⑩写真撮影：

イベント開催中に来場者や参加者の写真撮影を行う場合は、肖像権等に配慮し、事前に承諾を得るなど適切な対応を行ってください。

⑪現状復旧：

イベント終了後、事業者は現状復旧を行ってください。その後、市に実施報告を行い、現状復旧の確認を受けてください。

10 損害賠償

①利用者が、イベント等の開催にあたり、施設や設備、その他第三者に損害を与えた場合、その損害について利用者が責任を負い、賠償するものとします。

②イベント等の開催中または開催に起因して発生した事故、トラブル等により、利用者、参加者、来園者、または第三者に損害が生じた場合、市は一切の責任を負いません。利用者は、自己の責任と負担において必要な保険に加入するなど、適切な措置を講じるものとします。

③本運用基準に違反した場合、または届出内容と異なる行為を行った場合、使用を禁止し、今後一切の使用を認めないことがあります。また、それに伴い発生した損害について、市は一切の責任を負いません。

11 相談方法

イベント等の企画に関するご相談、手続き等に関するお問合せは、下記までご連絡ください。また、ご来庁によるご相談をご希望の場合は、事前にお電話にてご連絡ください。

高岡市 都市創造部 景観みどり課

電話番号：0766-20-1419（担当課へ直接お問い合わせください）

受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

E-mail：midori@city.takaoka.lg.jp（代表メールアドレス）

(記載例)

雨晴 2 号園地イベント等開催届

令和 年 月 日

高岡市長 あて

住 所
申請書 氏 名
電 話
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

雨晴 2 号園地において、イベント等を開催したいので、次のとおり届け出ます。

イ ベ ン ト 名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
イ ベ ン ト 内 容	テントサウナ体験		
期 間	令和○年○月○日○○時から令和○年○月 ○日○○時まで		
場 所 及 び 面 積	別紙のとおり	面 積	50 平方メートル
設 置 物 の 構 造 及 び 外 観	サウナテント 3 張 (3 m×3 m) 受付テント 1 張 (4 m×4 m)		
実 施 方 法	テントの設置。ペグ 4 箇所で固定する。		
風致維持のための措 置 及 び 復 旧 方 法	景観及び他の公園利用者の妨げにならないよう実施する。 イベント終了後は、イベント実施主体において○月○日までにテン ト撤去後ごみ拾いを行い、現状復旧する。		
そ の 他 参 考 事 項	悪天候の場合は、イベントを中止する。		

備考 事業計画書 (イベント内容、実施スケジュール、参加者数見込み、人員配置、設営
計画、安全管理計画、廃棄物処理計画、近隣配慮計画等)、使用する器具・設備の
詳細 (図面、写真等)、緊急時連絡体制図及び市長が必要と認める書類を添付する
こと。